



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2020.4.10

新型コロナウイルス関連情報 NO.19

緊急事態宣言に伴う東京都の営業自粛要請について

飲食店のテイクアウトやデリバリーは休業要請の対象ではありません

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡 慎一郎

本日、東京都知事は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、幅広い業種に休業要請を、明日11日（土）午前0時から実施すると発表しました。

外食事業者については、居酒屋を含む飲食店の営業時間を午前5時から午後8時までとし、居酒屋などでの酒類の提供は午後7時までとしています。その上で、東京都知事は、飲食店の酒類小売り販売免許の特例（4月10日付ニュースレターNO.18参照）を紹介して、テイクアウトなど飲食店の工夫を呼び掛けています。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（政府対策本部決定）」は、食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウトについては、国民の安定的な生活の確保のため、サービスを提供する関係事業者の事業継続を要請するとしています。

緊急事態宣言により市民の外出が自粛される中において、外食事業者によるテイクアウトやデリバリーサービスが、地域住民の生活支援として重要な役割を果たしており、市民生活に欠かせないインフラともなっています。会員におかれては、これまで実施してきた感染防止・衛生管理、そして、3密（「密閉」「密集」「密接」）対策を徹底し、事業継続の方向性のご検討をお願いします。

■ 東京都緊急事態措置に関する情報

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF会員にお送りしています。

この件については、JFと食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせはJF事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）をお願いします。

■ 新型コロナウイルスに関する情報は、協会及び財団のホームページにも掲載しています。協会ホームページ <http://www.jfnet.or.jp/> 財団ホームページ <http://anan-zaidan.or.jp/>